平成22度　第1回　地域生活交通活性化会議　議事要旨

● 案件1　福井市地域生活交通活性化会議設置要綱の改正について
【案件上程者：福井市】

〔 案件上程者 〕

【資料1に基づく説明の要旨】

- 福井市では、今年度から地域コミュニティバス運行支援事業を開始しているが、今後はこの事業に基づく新たな路線の設定や試行運行期間中のルートやダイヤの見直し等に関する事案が増えるものと考えられる。
- 特に、試行運行期間中については、利用状況に応じて随時運行計画を見直し、最終的には継続的な運行が可能な計画を見定めていくことを想定しているが、そのような変更の都度、地域生活交通活性化会議を開催することは、効率的ではない。
- そのため、資料の内容のとおり、一定の軽微な変更等については、後日会議に報告することを前提に、会議の開催を省略できることしたい。
- その他、既存の設置要綱には規定の無かった会議の議決方法についても定めたい。
- これまでは、実際の運用上は全会一致を基本としてきたが、これを明文化したい。また、意見が分かれた場合の取り扱いとして、出席委員の過半数で決定する旨の規定も合わせて定めておく。
- また、議決方法を定める関係上、会議の設立要件や出席委員の数、代理出席の場合も委員とみなすといったことに関しても規定に定めておく必要がある。
- この要綱の施行日については、本日の会議で承認いただければ、本日付で施行する。

（委　員）　福井市地域生活交通活性化会議設置要綱の改正案の第7条についてだが、案件によっては、たとえバス停の新設や廃止を伴わない場合でも、大きなルート変更になる可能性も考えられる。そのような場合でも「軽微な変更・修正」として取り扱われるのか。

〔 案件上程者 〕　川本座長に相談の上で、福井市地域生活交通活性化会議を開催して協議をするかどうか決めたい。

（座　長）　「軽微な変更・修正」について一律で考えるのではなく、案件ごとに会議を開催する必要があるかどうかを判断するべきだと考えている。

⇒他に意見はなく福井市地域生活交通活性化会議の改正案を平成２２年９月１０日付で施行することを了承。

● 案件２　清水地域バスの運行時刻の変更及び回数券の設定について

【案件上程者：福井市】

〔 案件上程者 〕

【資料２に基づく説明の要旨】

・概要と目的：清水地域バスは、平成２１年３月２４日の地域生活交通活性化会議で運行が承認され、同年７月１日から運行を開始したが、利用が非常に伸び悩んでいる状況にある。そのため、運行時刻の変更及び回数券を設定することを中心とする運行改善を行うことで、利用促進を図っていきたい。

・実　施　日：運行時刻の変更は平成２２年１０月１日から。回数券の販売は平成２２年１０月９日から実施する。

・そ　の　他：当該変更は、チラシの回覧、改訂時刻表の全戸配布、公民館や診療所など主要施設でのチラシ配布を行うことで広報、周知を図っていく。

・添付資料の説明

・平成２１年７月の運行開始時には、１便当たりの目標を５人と定めた。しかし、実際の利用実績はルートによって差があるとはいえ、各ルートとも目標を大きく下回っている。

・今年度は試行運行２年目といった位置づけで、試行期間を１年間延長した形となっているが、このままの利用状況では、さらに試行運行を継続していくことは困難だと考えている。

・そのため、昨年度の利用実績の分析も踏まえ、運行計画の見直し等も行った上で、3年目の運行の可否を見極める。

・その際、これまで１便当たり 5 人だった目標を、今年度から開始した地域コミュニティバス運行支援事業に合わせる形で

１便当たり２～３人とし、この目標を達成できない場合は、地域バスの運行を原則廃止することとしたい。
・運行計画を改善するに当たっては、準備会も含めて計 4 回行った地区代表による勉強会を開催した他、清水地域の高齢者を対象に実施したアンケート結果を参考にしている。
・運行改善の内容については、大きく 2 点あり、1 つ目が路線バスとの接続を意識した運行時刻への変更、もう 1 つが地域からも導入して欲しいという声のあった回数券の販売開始である。
・また、その他主要停留所へのバス停の設置や、愛称の設定等により利用促進を図り、来年度以降の本格運行を目指していく。

（委　員）　今回の見直しでは、路線バスとの接続を意識した運行時刻に変更するということだが、路線バスとの乗り換えを想定している停留所や、乗継拠点におけるバス待ち環境の整備については、どのように考えているのか。

(委　員)　乗継拠点の整備については、福井市都市交通戦略の中でも３つの柱のうちの１つとして掲げている重要な課題であり、今後、順次バスの待合環境の向上に向けて事業を進めていきたいと考えている。今年度は鷹巣地区において乗継環境の整備・改善に取り組んでいる。

(座　長)　清水地域については、今年度、待合環境の改善に関する事業に取り組んでいるわけではないということか。

(委　員)　今年度清水地域内で取り組んでいる事業は無い。来年度以降取り組んでいく。

(座　長)　今年度事業として取り組んでいるものは無いということだが、地元の方と待合環境の改善についてアイデアを出してもらう話し合いの場を設け、検討していくことも必要である。

(委　員)　運行計画の見直しに際して、勉強会を開催したということだが、このような勉強会を今後も継続していくことが必要ではないか。

(座　長)　単発で勉強会を行うのではなく、運行改善以降の利用実態の把握を行い、地域に情報提供をしていく場とするなど、継続的なものとすることが重要である。

〔案件上程者〕　運行改善に係る勉強会の委員から、毎月の利用状況について情報提供して欲しいというご意見をいただいた。月毎の利

用実績を委員に送るほか、回覧という形で地域にも情報を提供し、利用促進につなげていきたいと考えている。

(委　員)　各地域の停留所の表示ははっきりとしたものになっているのか。

〔案件上程者〕　試行期間中だということもあり、路線バスのようなバス停は設置していないが、地域の方々は、自分の住んでいる地域の停留所の位置については十分把握していると聞いている。一方で、清水総合支所やプラント３・膳野菜など、目的地となる停留所については、今回の見直しの中でバス停を設置したいと考えている。

（委　員）　アンケートの結果を見ても分かるように、日赤病院に行きたいというニーズがあるのは確かに把握できる。しかし、実際に地域バスと路線バスを乗り継いで日赤病院へ行こうと思っても、帰りの路線バス、地域バスの時間を考えると利用しづらいのではないか。

〔案件上程者〕　１地域当たりの運行日が週２日であるため、どれほど通院に役立つかという点については課題が残る。しかし、資料２の７ページを見てもらうと分かるように、これまでの運行ダイヤでは、第３便の利用が極端に少なかった。そこで、朝早い便を設定することで、少しでも利用者を増加させることができればと考えている。その中で、可能な限り路線バスとの接続についても配慮したということである。

（委　員）　清水地域の住民が、地域バスを必要としているという感じが伝わってこないのだが、実際のところ地域住民は地域バスを必要だと考えているのか。

〔案件上程者〕　地域により差があるというのが実情である。

（委　員）　今回の見直しでも利用が伸びなければ地域バスを廃止するというのでは、公共交通を必要としている住民にサービスが行き届かなくなる可能性がある。デマンド型の乗合タクシー等のあり方についても探っていく必要があるのではないか。

〔案件上程者〕　「目標を達成できなければ原則廃止」ということの意味は、「現在の形態での地域バスの運行は原則廃止にしたい」ということである。現在の運行計画は、地域でワークショップや勉強会を開催したとはいえ、基本的に行政が考えたものとな

っている。今年度から福井市では地域コミュニティバス運行支援事業を始めており、地域として公共交通の課題に取り組んでいきたいというのであれば、交通政策室としても支援していく。

(委　員)　清水地域バスの１便当たりの利用目標を５人から地区により２人、もしくは３人にした理由は。

〔案件上程者〕　清水地域バスは、地域コミュニティバス運行支援事業に先行する形で、昨年から運行している。その際、利用予測に基づき１便当たり５人という目標を設定した。今年度、地域コミュニティバス運行支援事業を開始するにあたり、先行制度である清水地域バスの目標を、地域コミュニティバス運行支援事業の目標に合わせることで、制度間の整合性をとったということである。

(座　長)　運行計画を改善するにあたり、周知・広報の仕方にも気を配る必要がある。今回の運行改善では路線バスとの接続を重視しているということなので、路線図には、地域バスと路線バスの乗り継ぎが可能な停留所の写真を入れる等の工夫で、これまで地域バスを利用していなかった人の利用を促すことが重要である。また、時刻表については、行きだけではなく、帰りの時刻表についても情報提供をしていくことが必要ではないか。

（委　員）　清水地域の住民に対し、このままでは地域バスが廃止になりうるということを認識してもらう必要があるのではないか。

〔案件上程者〕　結果だけを知らせて、突然地域バスが廃止になるというのは良くない。地域住民にも毎月の利用実績を提供していくことで、利用促進につなげていきたい。

⇒その他意見はなく、案件②について承認

● 案件３　心臓センター町屋線の運行経路変更について

【案件上程：京福バス】

〔 案件上程者 〕

【資料３に基づく説明の要旨】

・概要と目的：心臓センター町屋線は赤字基調で推移しており利用客の減少によって年々収支が悪化している。このような状況の中、沿線最大の住宅地である町屋団地の建て替えが進み、団地近くまでバスの乗り入れ可能になった。また、商業施設が新規出店するなど、沿線の環境が変化している。そこで、団地の敷地内への乗り入れと、新規出店される商業施設への乗り入れを伴う経路変更を行うことで、新たな需要を掘り起こしていく。

・実　施　日：乗り入れを行う商業施設の開業日に合わせて、平成２２年１１月２５日に実施予定。

（委　員）　乗り入れを行う商業施設に、待合所を設置することはできないのか。

〔 案件上程者 〕　待合所整備まではできないが、商業施設のひさしがあるためバスを待つ環境は比較的良いと考えている。

(委　員)　乗り入れをすることで、交通渋滞を招いたり、他の交通流動を妨げるたりすることの無いように、隅切り等を行うことで、商業施設側にバスの乗り入れ環境の整備をお願いをしていくことはできないのか。

〔 案件上程者 〕　隅切りをしてもらえないか、商業施設側にお願いしたが、すでに計画が固まっており、了解を得られなかった。そのため、今回提示したような形で乗り入れることとなった。

（委　員）　開発計画が公表されるのは、大方の内容が決まった後であり、その後バス事業者の方から計画の変更を申し入れても、実際に計画変更が受け入れられることは難しい。そこで、計画を策定していく段階で、開発事業者と交通事業者が意見を交換できる仕組みを作れないか検討して欲しい。

(事務局)　今後は、開発予定地の付近に公共交通機関が運行しているような場合には、大規模小売店舗立地法の審査段階から、交通政策室も会議に出席させてもらう体制を取ることとしてい

る。

⇒その他意見はなく、案件③について承認

● 案件４　永平寺町コミュニティバス・御陵コースの一部経路変更について

（他市依頼案件）

〔 案件上程者 〕

・ 永平寺町のコミュニティバス・御陵コースの一部経路変更について、地籍が福井市であるため、当会議での承認が必要になる。
・ 経路変更の区間については、停留所もなく、より広い道路を運行するように変更することになるため、安全面から考えても妥当な変更である。

⇒特に意見はなく、案件④について承認。

（座　長）　その他、何かご報告いただくことはありませんか。

（委　員）　今年度のカーフリーイベントを９月２３日に田原町駅、商店街周辺で開催する。今年度は、公共交通機関の運賃割引や子供向けの催しがあり、是非広報いただき、足をお運びいただきたい。また、このイベントに合わせてすかっとランドパークアンドバスライド駐車場の利用促進を図る事業が行われ、鮎川線、川西三国線の運賃割引やすかっとランド九頭竜の入館料割引などが行われる。

⇒その他意見はなく、会議終了